

# 群馬県いじめ問題等対策委員会運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例（平成27年群馬県条例第1号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県いじめ問題等対策委員会（以下「対策委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第2条** 委員長は、対策委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由のあるときは、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認められるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書、その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

(会議の公開)

**第3条** 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が対策委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 条例第2条第2号及び第3号の調査審議を行う場合
- 二 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合（ただし、前号に該当する場合を除く。）
- 三 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは別に定めるものとする。

(会議録等の作成等)

**第4条** 会議を開催したときは、会議録を作成する。

- 2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議録及び配付資料は、公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。
- 3 前条第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、可能な限り会議の内容を公開するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月19日から施行する。